

平成21年10月23日 岡山県公報 第11118号

◎岡山県監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岡山県教育委員会委員長から平成二十年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十一年十月二十二日

岡山県監査委員	鈴木一茂
岡山県監査委員	小野泰弘
岡山県監査委員	石道雄
岡山県監査委員	森礼子

平成20年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「教育委員会の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について」

監査の結果等（要約）	措置状況
<p>○ 総合所見</p> <p>(1) 教育行政の有効性の観点から ア 適切な役割分担の観点から</p>	
<p>(ア) 各市町村教育委員会との役割分担を更に見直すべきである（意見）。</p> <p>地方公共団体の自主性及び自律性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るという地方分権推進の基本理念は、各教育行政主体の専門性からの自主性・自律性への配慮といった教育行政の特性に照らすと、その趣旨は一層強く妥当する。</p> <p>これまででも市町村教育委員会との役割分担の見直しが図られてきたと考えられるが、本来、各市町村教育委員会の権限と責任において実施されるべき事業などが県費を投じて実施されている（各論1、2）。県教委と各市町村教育委員会との役割分担を改めて問い合わせし、市町村教育委員会の自主性・自律性にゆだねるべき事業については、移譲・廃止・縮小も視野に入れて検討すべきである。</p>	<p>市町村教育委員会との役割分担については、岡山県財政構造改革プランによる事業見直しの中で点検し、市町村教育委員会に主体的に実施していただくべき事業は、廃止及び縮小したところである。今後とも必要に応じ、見直しを行ってまいりたい。</p>
<p>(イ) 教育機関との役割分担を見直すべきである（意見）。</p> <p>現在も高等学校の学校経営予算（各論3）が制度化されるなどして、予算面でも各教育機関に一定の裁量を認めているが、今後は、学校評価制度や学校運営協議会制度を積極的に導入するなどして学校運営の透明性を確保した上、支出対象や予算枠を拡大し、広く各学校の裁量にゆだねることが、教育行政の運営がより有効に機能するものと考えられる。</p>	<p>平成20年度から、全ての学校において、学校評価を実施しており、学校経営予算についても、その結果等を踏まえ、校長の裁量により、計画・実施している。</p>
<p>(ウ) 公益法人との役割分担の見直しを検討すべきである（意見）。</p> <p>財団法人岡山県育英会（各論9）及び財団法人岡山県教育職員互助組合（各論10）は、本来、県教委が行うべき教育の基本的なインフラに関する事業を、県の補助金を受けて担当しているが、少なくとも現時点において、真に効果的かどうか疑わしい。特に、財団法人岡山県教育職員互助組合に関しては、補助金支給の要件である公益性にも疑問が生じるところとなっている。</p> <p>これら事業を県教委自身で実施することも視野に入れた抜本的検討をすべきである。</p>	<p>互助組合への補助金については、昨年策定した岡山県財政構造改革プランにより、他県の状況等を踏まえ、今年度から廃止したところである。</p> <p>県では、地公法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する計画を作成し、同法第43条に定める共済制度を実施する共済組合、互助組合と連携して職員の健康増進事業を実施してきたところである。</p> <p>ご意見の、これまで補助事業として互助組合において実施してきた事業について、県教委が直接実施することについては、昨今の財政状況等から困難な状況である。</p> <p>また、岡山県育英会については、事業実施に係る効率性や法人の設立</p>

趣旨、また、岡山県財政構造改革プランなどを踏まえて検討したところであるが、民間で実施することにより柔軟で機動的な事業実施が可能であることから、平成22年度から岡山県高等学校貸付奨学金を、財団法人岡山県育英会の制度で運用するよう整理統合することとした。

イ 透明性確保の観点から

(ア) 事業費の予算・決算について財務的観点から、決算実績を踏まえて、次年度以降の事業予算に反映する制度にすべきである（意見）。

県教委では、毎年度、教育行政重点施策を定めた上で、その実施のため各事業を担当課ごとに細かく細分化し、当初事業予算を組んでいるしかし、細分化された各事業に対応する決算実績は報告されておらず、事業経費を事業単位で正確に捕捉することは困難であり、財務的な観点からみると、次年度以降の事業予算にフィードバックすることはできないため、県民に対するアカウンタビリティの面から問題があるといわざるを得ない。

また、定められた予算を使い切ることに腐心するといった弊害も懸念されるところであり（各論3）、いわゆる経営のP D C Aサイクルの発想を取り入れるという観点からしても事業実績を反映した事業予算の編成ができるように検討すべきである。

(イ) モニタリング機能を強化すべきである（意見）。

各教育行政主体に一定の裁量が与えられている反面、事業の執行の検証可能性を担保する仕組みが確立されていることが極めて重要であり学校教育においては、当該学校の生徒の保護者、その他の学校関係者による評価に絡めた学校関係者評価の導入、学校運営協議会制度を積極的に導入することが不可欠であると考えられる（各論3）。

なお、本来、本監査の対象となるものではないが、高等学校実習経営（各論4）の監査を実施する中で浮かび上がってきた学校徴収金につき、県教委が「学校徴収金等取扱マニュアル」を策定して県費と私費との混同が生じないよう一定の指導をしている点は評価できるが、各学校が県教委に対して何ら報告を要しない点は、透明性確保の点からすれば極めて不十分であり、早急に学校徴収金に関する報告を指導すべきである。

(2) 経済性・効率性の観点から

ア 債権の管理・回収につき、従前の管理体制・方法を抜本的に改めるべきである（意見）。

子どもの教育分野は、厳しい財政状況の中でも特に配慮すべき分野とされている。それだけに、コスト削減はもちろんのこと、一般行政分野よりもさらに歳入分野の取組みが強化されるべきである。

予算の編成に当たっては、前年度における経費の執行状況や事業効果等の実績を踏まえ行っており、また主な事業については、P D C Aサイクルの考え方に基づき、夢づくり政策評価シートを作成・公表しているところである。

平成20年度については、自己評価は全ての県立学校で、学校関係者評価については、ほとんどの学校で実施している。

また、学校徴収金の管理状況等については、平成18年度から実施している学校徴収金実態調査の中で学校からの報告を求め把握に努めてきたところであり、今後、調査の一層の充実を図ることとしている。

県の歳入確保対策に沿った回収マニュアルを策定し、債権管理体制の見直しを行う。また、本年度から法的措置を視野に入れた滞納債権の回収に取組んでいるところである。

この点に関して、滞納奨学金貸付の管理、回収については（各論8、9、11）、更に回収マニュアルの整備、回収体制の一定化、法律の専門家への法的措置の依頼を含めた回収体制の強化等の取組みを進めるべきである。

イ 資産の有効活用を積極的に進めるべきである（意見）。

岡山県育英会の所有する東京寮（各論9）は、施設が老朽化し、入寮率も下落傾向が続いているが、大規模な改修工事もなされず、耐震診断はなされているが、今後の対策も積極的に検討された様子はない。東京寮の県有地は、試算によれば年間4,000万円を超える地代収入が得られると考えられるものであり、緊急に対策委員会等を設置して今後の在り方について検討すべきである。

また、旧岡山県教育センター及び現在の岡山東商業高等学校「翠光会館」（旧岡山県情報教育センター）の建物（各論7）や今回取り上げていないが岡山県総合教育センターの規模縮小に伴い空地となった部分や高校再編に伴い閉鎖された学校等の施設についても、売却等も視野に入れた有効活用を早急に検討すべきである。

ウ いわゆるPFI方式の導入は施設の性格を考慮して慎重に検討すべきである（意見）。

県教委は、民間活力導入の見地から、岡山県総合教育センターにPFI（Private Finance Initiative）方式を導入しているが、PFI方式による場合、長期間にわたって固定した費用を支払い続けるのであるから、その導入に当たって施設の性格を十分考慮し、PFI方式を採用することが効率性・経済性に資するか否かを慎重に検討する必要がある。しかるに、岡山県総合教育センターに関しては、眞の意味での効率性・経済性を厳密に検討したかどうか疑問であるといわざるを得ない（各論6）。

○ 各論

1 スクールソポーター配置事業

スクールソポーター配置事業は各市町村教育委員会にゆだねることを検討すべきである（意見）。

いじめ・不登校問題の解決は、緊急に集中して取り組まなければならない分野ではあるが、本事業は、小・中学校を所管する各市町村教育委員会において自主的・自律的に運用されるべき筋合いのものである。したがって、本事業は学校評価制度の導入や学校運営協議会制度によって児童・生徒やその保護者の意見をくみ取りつつ、小・中学校や地域の実情を最もよく知る当該市町村教育委員会の財源において実施することが最も効果的な運用に資するものと考えられる。

なお、本事業は平成21年度から予算が削減される予定である。

2 人権教育市町村等指導事業

人権教育市町村等指導事業は廃止ないし縮小を検討すべきである（意見）。

東京寮設立の趣旨は、共同生活を通じて有為な人材を育成するものである。また、現下の経済情勢を踏まえたセーフティーネットの役割も大きくなっている。平成19年度の耐震診断調査の結果を踏まえ、当分の間は自主財源での修繕による維持管理に努め、現有施設を維持し役割が果たされるよう努めてまいりたい。

また、その他の現有施設等についても、それぞれの施設の状況に応じた有効な活用を検討しているところである。

岡山県総合教育センターに関しては、岡山県大規模施設建設事業評価において、財政負担、施設整備や管理等について検討されPFI方式の導入が決定された。

今後、PFI方式の導入にあたっては、より一層、民間事業者の創意工夫が發揮でき、コスト削減が図れるよう努めてまいりたい。

県内小中学校の不登校出現率は全国と比較しても高く、憂慮すべき状況にあり、県としても緊急性や重要性といった観点などから対策が必要と考え、広域的視点に立った施策として取り組んでいるところである。

市町村教育委員会との適正な役割分担によつて教育行政を有効に機能させるという観点からすると、本事業の対象となつている事務事業は地域住民に身近なものと考えられるのであるから、各市町村の実情に応じた自主的・自律的判断により、人権教育の向上を目指す事業を実施すべきものであり、今後、本事業を廃止ないし縮小も視野に入れて検討すべきであると考える。なお、本事業は平成21年度以降廃止が予定されている。

本事業は、平成20年度をもつて廃止したところである。

3 学校経営予算

(1) 予算要求に見合った予算執行を行うべきである（意見）。

各高等学校長から提出された当初予算計画書の合計は、96,499千円であり、予算枠1億円との差額は、後に各学校に46千円ずつの需用費の予算上乗せを行つたものと推測される。

しかし、学校から要求もないのに、使用科目まで本庁で定めて、追加で予算を令達する必要性があるのか疑問といわざるを得ない。

また、主に需用費以外で余った予算は、最終的には補正予算により需用費へ振り替られて、図書や消耗品の購入に支出し、各高等学校の予算をほとんど消化している。

現状のように各高等学校の裁量が限局された制度設計を前提とするのであれば、真に必要なものを当初予算で要求してもらい、予算が余ればこれを返還するのが筋であろう。

今後はご意見のように、限られた予算の内で最大限の効果が上げられるよう、計画的な予算執行に努めてまいりたい。

(2) 現場経営者である校長の裁量権を拡大するため、支出対象・予算枠を見直すべきである（意見）。

「学校経営予算」という名称とは裏腹に、外部講師による講演や図書購入などに充てられていることが多いが、これは、学校経営予算の使途や予算枠が極めて限局されたものであるためと推測される。

各高等学校の自主性・自立性にゆだね、学校現場の「経営者」たる校長の手腕を發揮させ、有効な教育行政を実現するためには、支出対象の見直しをしたり、全体の予算枠の拡大を図つたりすることも視野に入れて検討すべきではないかと考えられる。

学校経営予算は、各学校の教育目標を達成するための予算のうち、生徒の教育活動に直接関わる事業を対象とした予算であり、校長の裁量により計画・実施することが可能である。

今年度より配分予算額については、学校の実態に応じた要求を可能とし、より校長の裁量権の拡大に努めているところである。

(3) 適切な外部評価を実施した上、各学校の実績を次年度以降の予算配分に反映させる等の措置を講じるべきである（意見）。

いわゆる経営のPDCAサイクルの発想を取り入れるというのならば、後述する学校評価制度等による前年度の自己評価やしかるべき外部評価を基に各高等学校の学校経営の達成度を評価し、次年度以降の予算配分に反映させるといった制度設計も視野に入れるべきである。

ところで、要綱上は外部評価に付される旨規定されているが、現にいかなる外部評価が実施されているか必ずしも明らかでない。後述する学校評価と絡めた学校関係者評価や外部有識者評価（第三者評価）を導入すべきではないかと考える。

多数の学校において教育活動や学校経営の改善のため、学校関係者評価を実施しており、学校経営予算についても、その中において総合的に評価されている。その評価結果等も踏まえ、次年度以降の事業計画に反映させている。

(4) 学校評価制度の導入を積極的に検討すべきである（意見）。

平成19年度において学校評価は全く実施されていなかったようであるし、自己評価以外の学校関係者評価や第三者評価についての取組みの状況が不明である。

学校内部の自己評価に限界があることは明らかであり、生徒の保護者や地域住民を中心とする県民に対するアカウンタビリティという観点に照らして、各学校の実情や特性に配慮しつつ、

学校関係者評価や第三者評価を義務付け、又は指導する必要があろう。

学校評価については、平成20年度から岡山県立学校の管理運営に関する規則に、学校は自己評価を実施し公表すること、保護者その他の学校の関係者による評価の実施に努めることを規定している。平成20年度については、自己評価は全ての県立学校で、学校関係者評価については、ほとんどの学校で実施しており、今後、全ての学校で実施するよう指導してまいりたい。

(5) 学校運営協議会制度の導入を積極的に検討すべきである（意見）。

学校運営、教職員人事について関与する一定の権限を有する合議制の機関である学校運営協議会は、教育行政に係る事業の執行の検証可能性を担保し、県民（保護者・地域住民）の評価にたえ得るものとし、さらにその意見を適切に反映させるために有用な制度であるが、岡山県においては、平成17年度から同18年度の2年間、岡山東商業高等学校が文部科学省の指定を受けて調査研究を行っているが、現在に至るまで、かかる学校運営協議会が設置された実績はない。

高等学校は、通学範囲も広く、適切な人材確保が困難であることを理解できなくはないが、学校運営協議会制度導入を積極的に検討し、各学校において、保護者や地域住民を含めた県民に対し、学校運営に関するアカウンタビリティを果たすよう努力すべきであろう。

県立学校において、保護者や地域住民の意向を的確に把握し反映することにより、開かれた学校づくりを推進していくことは大変重要であると考えている。そうした趣旨から、本県では、学校評議員制度を早期からすべての県立学校に導入しており、今後も、それを充実・発展させることにより説明責任を果たしていきたいと考えている。

4 高等学校実習経営

(1) P T Aを通じた農産物売払取引について P T A側での受入処理及び決算書による開示義務を指導すべきである（指摘事項）。

岡山県は、P T A購買部と基本取引契約（書類上は売買契約書）を締結し、農場生産物を売り払っているが、P T A側での会計処理は行われていない。P T Aにおいて特別会計の会計単位を設定し、岡山県（岡山県立高等学校実習経営特別会計）からの仕入と同額の売上を計上した収支決算書を開示して、P T A関係者に説明義務を果たす必要がある。

また、県教委は、各学校から報告される決算書を閲覧・検討することで適切な管理・運用が可能となることから、P T Aの決算書類を微求する必要がある。

なお、当該売買取引は、消費税法上の課税取引に該当することから、基準年度における課税売上取引金額が10百万円を超える場合には、P T Aが消費税法上の課税事業者になる可能性があることに留意する必要がある。

P T A購買部を介在させた売払方法そのものを見直すことも含め、農作物売払いに関し、適切な会計処理の実施に向け、検討を行っているところである。

(2) 学校徴収金に係る決算書を提出するよう指導すべきである（意見）。

P T A会計に関して、いわゆる学校徴収金（教育活動において必要となる経費のうち、受益者負担の考え方に基づいて保護者が負担する経費）につき、県教委は、学校徴収金の持つ公共性にかんがみ、平成16年5月に「学校徴収

学校徴収金の管理状況等については、平成18年度から実施している学校徴収金実態調査の中で学校からの報告を求め、その把握に努めてきたところであり、今後、調査の一層

金等取扱マニュアル」を策定している。

しかし、各学校が県教委に対して何ら報告を要しない点は不十分である。高等学校は、生徒の選択により入学する学校種であること、学校徴収金が保護者にとって相当のウェイトを占める負担であることも考慮すると、将来の生徒ないし保護者を含む県民全体が、その管理・運用状況に関する情報にアクセスし得る措置を講じておくべき必要があろう。

また、各学校が県教委に対して何ら学校徴収金に関する報告を要しない結果、各学校の学校徴収金の管理・運用状況の検証が不可能となつていて、ブラックボックス化している。

以上の見地からすれば、県教委は、各学校長に対し、学校徴収金の学校徴収金等検討委員会の決算処理を経た決算書を提出するよう指導すべきである。

なお、学校徴収金は、教育委員会の事務事業に該当しないが、学校教育活動に必要な経費としての公共性を有する重要なものであるから、念のため意見を述べたものである。

5 県立高等学校校舎等整備費

(耐震化推進事業)

(1) 県立学校施設の耐震化推進事業は、基本的に計画的かつ適切に実施されているものと認められる。

優先度調査の結果に基づき、優先度の高い建物から順に耐震診断が実施されているものと認められた。

また、若干の順序は前後するものの、おおむね危険度の高い建物から順に耐震補強工事が実施されているものと認められた。

(2) 契約事務は適切に処理されている。

耐震診断業務委託契約、実施設計委託契約及び耐震補強（大規模改造）工事契約のうち、契約金額が最も大きい委託契約（各1件）を抽出し、契約形態の妥当性、業者選定手続、随意契約を採用した場合のその理由及び変更契約がある場合のその理由などが合理的かどうかという観点から各種資料を調査した結果、契約事務は適切に処理されていた。

6 岡山県総合教育センター

(1) PFI方式による事業を実施する場合、創意工夫を發揮させる余地の大きい業務を含めて民間事業者に委託すべきである（意見）。

PFI方式を導入しても、民間事業者の創意工夫が發揮される場面が少なければ、事業の大規模効率化は見込めない。特に、PFI方式で事業を行う場合、通常、民間の金融機関から市中金利による融資を受けて資金調達するため、公債発行による場合と比較して資金調達コストは高くなるといった追加コストも発生する。民間に創意工夫を發揮させる場面がどれだけあり、そのためにはどの程度事業がより効率的・経済的になるのか、十分に検討した上でPFI方式の採用を決定しなければならない。

しかし、サービス購入費のほとんどが民間事業者の関与によるコスト削減や効率化が見込め

の充実を図ることとしている。

また、学校徴収金については、保護者等への公開を実施しているところであり、今後とも情報の公開に努めてまいりたい。

今後も引き続き、原則として危険度の高い建物から順に耐震補強工事を実施する。

今後も適切に処理する。

今後、PFI方式による事業を行う場合には、一層、民間事業者の創意工夫が發揮でき、コスト削減が図れるよう努めてまいりたい。

る部分が少ない施設整備費で占められており、かつ、研修業務が主たる事業であるにもかかわらず、民間事業者に委託する業務を施設維持管理に限定して研修業務の委託の検討が不十分なまま、本件施設をPFI方式による運営とした点は適切であったのか疑問である。

今後、PFIの手法による事業を行うならば、民間事業者による創意工夫が發揮でき、より一層のコスト削減や事業の効率化が期待できる業務についても委託し、PFIの本旨に沿った運営を行うべきである。

(2) PFI方式を採用するにあたり、従来型事業による場合の負担との比較を分かりやすく開示すべきである（意見）。

平成16年12月20日付「岡山県総合教育センター（仮称）整備等事業の客観的評価の公表について」ではPFI事業によることで財政負担の削減が見込まれるとあるが、県が公表した資料からは、この削減は入札による効果なのか、どこまでがPFI方式採用による効果だったのか、という疑問を明らかにできない。

また、PFI方式の採用を検討した平成13年9月の基本計画書におけるコスト削減効果の試算においても、基本計画書の表現からは有利・不利の判断を行うことができず、また、所与の条件次第では、最終的な試算結果は逆になる可能性も否定できない等、なぜこのような計算結果になるのか分かりにくくない。

PFIの基本的な枠組みにつき、基本計画書段階でのBOT方式から、入札段階ではBTO方式に方針変更されているが、方針変更についての考え方も公表されていない。

結果論として、本件ではコスト削減効果があったことを否定するものではないが、本当にPFI方式によることが妥当だったか否か、十分な透明性を確保して、PFI方式を採用するにあたり、従来型事業による場合の負担との比較を分かりやすく開示すべきであったと考える。

(3) モニタリングを速やかに実施できる体制を構築すべきである（意見）。

PFI方式による場合、長期間にわたって固定した費用を支払い続けるのであるから、事業者から費用に見合うだけの適切なサービスの提供を受けているか、モニタリングによって常にチェックできる体制を整えなければならず、今後、何らかの不具合が生じた場合には、速やかに随時モニタリングを実施できるような仕組みを構築するなど、維持管理が適正かどうか十分に監視できる体制を整えるべきである。

7 旧岡山県教育センター・旧岡山県情報教育センター（現「翠光会館」）

(1) 新規施設建設の事業計画策定に当たっては、既存施設の有効活用も含めて検討を行るべきである（意見）。

両施設の具体的な活用方法は閉所の直前の時期に検討されているが、新施設建設の事業計画が具体化した時点で、新施設建設計画と一体的に旧施設の具体的な活用方法まで決定すべきも

岡山県総合教育センターに関しては、岡山県大規模施設建設事業評価において、財政負担、施設整備や管理等について検討されPFI方式の導入が決定された。

また、実施にあたっては、透明性を確保するため、実施方針等の公表や、それらに対する一般の方からの意見や質問も受け公表したところであり、今後より一層、わかりやすい情報開示に努めてまいりたい。

モニタリングについては、年2回の定期モニタリングの他、日次のセンター職員の目視等による確認、事業者が提出する月次報告によりチェックを行っている。また、事業者は、利用者アンケートを実施し業務に反映させている。

なお、モニタリング実施要領により、随時モニタリングの規定も設けているところである。

新施設の建設にあたっては、建設計画の策定にあわせて既存施設の具体的な活用方法についても検討してまいりたい。

のであり、今後、従来使用されていた施設に代わって新たな施設を建設する際には、既存施設の具体的な有効利用についても検討すべきである。

(2) 旧岡山県教育センターについて
売却等も含めた処分も視野に入れて本件施設の利用を再検討すべきである（意見）。

現在の倉庫としての利用が適切か疑問であり、バリアフリー化工事や耐震補強工事を実施した上で既存施設を利用するのか、更地化した上で新たな利用を検討するのか、引き続き検討すべきである。多額の撤去費用がかかるなら、撤去費用を民間事業者が負担することを条件に民間に売却して処分することも選択肢とすべきである。

耐震化や更地化等には多額の費用が見込まれるため現状では困難と考える。なお、元来岡山朝日高校の敷地であったことから、高校用地として活用を図ることとした。

(3) 旧岡山県情報教育センター（現「翠光会館」）について

ア 岡山東商業高等学校の施設として、更なる利用を検討すべきである（意見）。

岡山東商業高等学校の施設として利用されているが、稼働率は低く十分に活用されておらずさらなる利用を検討するべきである。なお、今後も各種会議や貸し館としての外部の者からの利用の要望があるならば、積極的に応じるべきである。

当該施設の利用については、平成21年度から一部、県高等学校体育連盟の事務局として使用許可しており、その他の部分については、平成21年度～22年度にかけて校舎の大規模改造工事に伴う代替施設等として利用している。今後も、授業や部活動、会議等で更に有効活用できるよう検討してまいりたい。

イ 耐震診断を実施すべきである（意見）。

県立高等学校の校舎等について耐震化推進事業を行っているのであるから、本件施設についても耐震診断が実施されるべきである。

耐震診断については、優先度の高い施設から計画的に実施しているところであり、本件施設についても、そのような計画の中で、実施の要否を検討してまいりたい。

8 奨学金貸付事業

(1) 制度の統廃合を検討すべきである（意見）。

現在、岡山県では、高校奨学金が3本立てとなっており、制度の実施主体も岡山県と財団法人岡山県育英会に分かれている。しかも、財団法人岡山県育英会が実施している従来の高校生に対する奨学金事業と旧日本育英会から移管された高校奨学貸付事業の内容は全く同一であり、併存している理由について説明を求めたところ、財団法人岡山県育英会が行ってきた奨学金事業は財団本来の事業であるので廃止できないとの説明がなされた。

岡山県では、平成22年度から、岡山県が行っている岡山県高等学校貸付奨学金制度を岡山県育英会に移行し、通学費貸付を含む4つの奨学金全体での収支を予想しているが、その結果平成27年度からは収支が赤字となり、毎年1億円以上の岡山県からの補助金がないと制度の運営ができない見込みとなっている（なお、その後は、奨学金の返還額が増加し、収支が黒字化する見込みであるとのことである）。

将来的に奨学金事業を維持し、社会に貢献しうる有為な人材の育成を継続するためには、高校生に対する奨学金貸付事業を統合整理してコストの削減を図り、募集、貸付から管理・督促、回収までの一貫した事業体制にすべきである。

平成22年度から岡山県高等学校貸付奨学金を岡山県育英会の制度の中で一括して運用するほか、従来の奨学金事業についても移管された奨学金事業との統一的な運用を引き続き図るなど、ご意見の趣旨を踏まえ対応してまいりたい。

その際、コスト削減や効率的な運用、窓口の一本化により奨学金を利用する高校生のニーズに応じた体制を維持しながら、利便性の向上を図り、奨学事業の維持継続のため一貫した事業体制が整えられるよう努めてまいりたい。

(2) 管理及び督促の改善を図るべきである(意見)。

以上のような厳しい収支予想からすれば、今後の管理・回収については、従来の管理体制・方法を抜本的に改めるべきである。

ア 管理体制の見直し

奨学金制度を統合整理の上、同様の管理台帳に基づき、一貫した督促・管理を行う必要があるとともに、管理人員も拡充・組織化し、督促状況を十分管理できる組織とする必要がある。

イ 延滞状況の管理方法の改善

滞納者の滞納額、滞納開始時期、督促状況、入金時期、入金額等の情報の一元管理を行い、督促事務の効率化を図るべきである。

ウ 督促方法の改善

文書による督促だけでは回収の実効性は低いため、例えば一定のルールを作成して、電話督促・訪問督促の回数を増やしていくべきである。

また、滞納者の状況に応じて、個別の回収マニュアルを策定し、回収体制の強化を図るべきである。

さらに、一度も返済を行わない者や返済意識の低い者などの悪質な滞納者には、法的手段を講じることも検討すべきである。

なお、財団法人岡山県育英会では平成19年から滞納整理員を採用しており、電話督促・訪問督促の回数の増加や少額でも返還する者がいるなど、一定の効果があがっているようである。

今後は、さらに回収マニュアルの整備、法津の専門家への法的措置の依頼を含めた回収体制を強化していくべきである。

事務局の執行体制を強化するとともに、督促状況の一貫した情報管理について対応できるよう努めてまいりたい。

延滞状況の管理方法改善については、滞納から督促・入金までの記録の一元化を行っている。

督促方法の改善については、本年度は、文書督促に加え、新規滞納者への電話督促や、長期にわたって返還を行っていない者への訪問督促などに一層取り組んでいる。

また、現在、回収マニュアルの策定に向け取組んでいるところであり、回収体制の強化を図ってまいりたい。

さらに、悪質な滞納者には、法的措置を視野に入れた滞納債権の回収に取り組んでまいりたい。

9 財団法人岡山県育英会

(1) 財団法人岡山県育英会について

ア 財団法人岡山県育英会が実施している事業を、岡山県が直営で実施することを検討する必要がある(意見)。

財団法人岡山県育英会の運営については、実質的に岡山県が事務を行っているのと大差がない状況であり、岡山県と財団法人岡山県育英会とを分けていることで、無駄な事務負担が発生していると考えられる。したがって、今後も財団法人岡山県育英会に同じ事業を継続させるのであれば、自己の職員と収入ですべての事務と事業を実施できる体制を確立する必要があると考える。これができないのであれば、岡山県が直接事業の実施主体となることで、事務の効率化が図られると考える。

事業実施に係る効率性や法人の設立趣旨、また、岡山県財政構造改革プランなどを踏まえて検討したところであるが、民間で実施することにより柔軟で機動的な事業実施が可能であることから、平成22年度から岡山県高等学校貸付奨学金を、財団法人岡山県育英会の制度で運用するよう整理統合することとした。

その際、事務局の執行体制を強化し、効率的な運用や窓口の一本化による利便性の向上など、効果的に事業が実施できるよう努めてまいりたい。

イ 東京寮の建物と備品は一般会計ではなく東京寮会計に計上すべきである(意見)。

学生寮の維持経営に関する特別会計が設けられているにもかかわらず、東京寮の建物と備品については一般会計で計上されていることにより、現在の東京寮会計が当該事業の資産、負債及び正味財産の状態を明瞭に表示しているとい難いと考える。したがって、東京寮に係る建物と備品は、東京寮会計に計上すべきである。

これまで、公益法人会計基準に基づき処理してきたところであるが、ご意見を踏まえ、新たな公益法人への移行認定に向けての会計処理見直しの際に、総合的に検討するよう、財団法人岡山県育英会に働きかけてまいりたい。

(2) 東京寮について

ア 現在の東京寮の在り方を検討すべきである(意見)。

東京寮の入寮率は、近年下落傾向が続き、また建物の老朽化も進んでいる。

ここで、仮に岡山県が、東京寮の敷地を財団法人岡山県育英会ではない者に貸貸した場合、地代収入の試算は年間4,000万円を超えるものとなる。言い換えれば、岡山県が当該地代を財団法人岡山県育英会、若しくは入寮者に対して補助金として支出しているのと同じ状態である。

また、当該土地を近隣の公示地価で売却できるとすると、11億5,500万円となる。

財団法人岡山県育英会が、今後も東京寮の建物を保有し続ける場合、建物の維持管理や建替えの経費は財団法人岡山県育英会の負担とすることは現在の財務状況では難しく、岡山県が負担することになると考えられる。一方で、岡山県が、民間事業者に土地を貸貸し、建物を建設してもらい、学生を下宿人としてももらう方法や、岡山県が土地を売却し、売却代金を基金等に積み立ててその元本や運用果実等で、学生に家賃補助する方法など、建物を保有しない選択肢も考えられる。

東京寮の老朽化が進んでいる中、現在の東京寮の在り方を検討すべきであると考える。

イ 東京寮建物の耐用年数を経済的耐用年数に改めるべきである(意見)。

東京寮は、既に38年間使用されているが、会計上は一般会計の建物として計上され、耐用年数はまだ40年あることになっており、実態との乖離が感じられる。将来の東京寮の在り方も含めて現在の東京寮をいつまで使用するのかを明確にし、現在用いている耐用年数を実態に即した経済的耐用年数に改めることを検討することが必要であると考える。

東京寮設立の趣旨は、共同生活を通じて有為な人材を育成するものである。また、現下の経済情勢を踏まえたセーフティーネットの役割も大きくなっている。平成19年度の耐震診断調査の結果を踏まえ、当分の間は自主財源での修繕による維持管理に努め、現有施設を維持し役割が果たされるよう努めてまいりたい。

10 財団法人岡山県教育職員互助組合

(1) 互助組合の会計について

ア 補助金交付額は、具体的な事業費に応じて決定し補助金対象事業と非対象事業は決算書上明確に区分すべきである(意見)。

財団法人岡山県教育職員互助組合の会計は、岡山県から交付された補助金が補助金の対象となる経費だけに充当されているのかが一見しただけでは分かりにくい状況になっている。補助金と事業支出の対応関係を一見して分かりやすい状況にするためには、補助対象事業を明確化し、補助金の交付額を具体的な事業費に応じて決定することや、決算書上、補助金の対象となる事業を一つの(特別)会計にすることが必要である。その際、当該(特別)会計が他の(特別)会計に対して金銭を支払ったり、他の補助金を受け取った(特別)会計から金銭を受け入れたりしないようにする必要と考える。

イ 賞与引当金は流動負債に計上すべきである(指摘事項)。

賞与引当金は翌年度には必ず取り崩されるものであるため、流動負債に計上しなければならない。

これまで、公益法人会計基準に基づき処理してきたところであるが、ご意見を踏まえ、新たな公益法人への移行認定に向けての会計処理見直しの際に、総合的に検討するよう、財団法人岡山県育英会に働きかけてまいりたい。

これまで、補助金の決算報告において補助対象事業細目及び補助金充当額が一見できる資料を作成してきたところである。

なお、今年度から岡山県財政構造改革プランにより、県からの補助金を廃止したところである。

(2) 教育職員互助組合への補助金の支出を

平成20年度決算において、ご指摘のとおり流動負債として計上した。

福利課

見直すべきである（意見）。

教育職員互助組合は、公益法人であり、岡山県からの補助金の交付は「公益上必要がある場合」にのみ認められるものである（地方自治法232条の2）。しかるに、岡山県の補助金の対象事業である一般会計の内容は、すべて教育職員のための福利・厚生事業であり、一般的の公益性のある事業と言えるものがあるかは疑問である。したがって、岡山県からの教育職員互助組合への補助金の交付については、今一度検討する必要がある。

（3）補助金廃止後の教育職員互助組合の在り方について検討すべきである（意見）。

岡山県では、平成21年度から、教育職員互助組合への補助金の交付を打ち切ることと予定されているとのことであるが、共済条例第3条第2項では、岡山県は組合員の掛金総額の二分の一程度の助成金を交付すると規定していることから、条例の規定の改正の必要も検討すべきであろう。

また、岡山県の補助金の交付がなくなった以降は、教育職員互助組合は、本来岡山県が職員に対して行う福利厚生事業を代わって実施しているとの説明はなりたたず、純粹な職員相互の互助組織となることになるので、公立学校共済組合岡山支部の組合員は当然教育職員互助組合の組合員になることとされている点を含めて、今後の教育職員互助組合の在り方について検討すべきである。

岡山県財政構造改革プランにより、平成21年度以降、補助金は廃止したところである。

条例改正についてであるが、現行の条例では、県は予算の範囲内において助成金を交付することになっており、改正の必要はないと考える。

財団法人岡山県教育職員互助組合は、岡山県の補助金の有無にかかわらず、岡山県職員の共済制度に関する条例に基づき設置された本県職員の相互共済及び福利増進を目的とする団体であることに変わりないものである。

なお、ご意見の今後の互助組合のあり方については、公益法人制度改革改革への対応や補助金廃止後の互助組合の運営を総合的に判断する必要があり、財団寄附行為に定める理事会・評議員会において検討されるものと考える。

11 地域改善対策奨学金の償還督促事業

（1）本奨学金の償還について明確な方針を決めるべきである（指摘事項）。

本制度の実施目的や制度変更の経緯もあり、不納欠損処理や法的手続きを全くとられていない。平成19年度末までの償還率が約75パーセントであったのに対し、平成19年度返還分の償還率は58.6パーセントに下がっており、今後もさらに償還率が下がっていく可能性は否定できない。岡山県の担当者からは、本人のプライバシーの観点等から、不納欠損や法的手続きをとることが難しいとの説明があったが、そのまま放置することは、眞面目に返還している者との間で不平等となってしまう。本奨学金の償還について、法律の専門家に相談する等し明確な方針を定め、その方針に従った償還事業を進めるべきである。

（2）滞納者に対する十分な債権管理を行い法的手手続き等を検討すべきである（指摘事項）。

本奨学金については、個人別債権台帳及び個人別督促台帳により管理・督促が行われているが、この台帳では、本人及び保証人の状況や督促状況の把握はできるものの、消滅時効の管理などはできない。また、岡山県では、どの奨学生の、どの債権部分が消滅時効にかかるかなど把握しておらず、時効管理が十分でない。さらに、本奨学金の特殊性から、多くは滞納者本人に対して直接督促が行われていないが

（1）（2）

時効管理等の債権管理システムの構築を図るとともに、本奨学金の特徴を考慮しつつ、法的手続や不納欠損処理の実施も踏まえた奨学金返還に関する取組方針を定め、当該方針に従った取組を進めてまいりたい。

督促先についても本人のプライバシーに配慮した上で検討する必要がある。

以上のとおり、十分な債権管理のシステムを構築した上、既に消滅時効期間が経過した債権については不納欠損処理を検討するとともに、督促に応じない者に対しては法的手続を検討すべきである。